

「工事費等内訳書の取り扱いについて」にかかる周知事項

新設計積算システムの運用に伴い

「工事費等内訳書の取り扱いについて」の1. 工事費内訳書の提出対象工事及び作成・提出方法（2）工事費内訳書の作成については、当面の間、適用しないため、入札情報サービスシステム（以下、PPI）に工事費内訳書（見積用）のエクセルファイルを添付していません。

なお、入札時には、引き続き、PPIに添付されている工事費内訳書（入札時提出用）のエクセルファイルを使用し、必ず提出してください。提出されていない場合は、会計規則第71条第7号の規定により、「入札無効」となります。